

総務常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成 24 年 9 月 20 日（木） 午前 9 時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	常盤 信一 君	委員	宮本 明彦 君
委員	脇元 敬 君	委員	仮屋 国治 君
委員	脇元 操 君	委員	植山 利博 君
委員	久保 史郎 君	委員	下深迫 孝二 君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

副委員長 塩井川 幸生 君

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	山口 剛 君	税務課長	満留 寛 君
固定資産税 G 長	江口 元幸 君		
建設部長	篠原 明博 君	都市計画課長	川東 千尋 君
都市計画第 1 G 長	久木元 直仁 君	都市計画第 2 G 長	池之上 淳 君

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

なし

6. 本委員会を傍聴した議員は次のとおりである。

議員	松元 深 君	議員	吉永 民治 君
議員	宮内 博 君		

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 宮永 幸一 君

8. 本委員会の概要は次のとおりである。

議案第 52 号 霧島市都市計画税条例の一部改正について

[開会 09:00]

○委員長（常盤信一君）

ただいまから総務常任委員会を開会します。本日は、去る 9 月 11 日の本会議で当委員会に付託されました議案 1 件について審査を行います。ここで、委員の皆様にお諮りをいたします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それではそのようにさせていただきます。

△ 議案第 52 号 霧島市都市計画税条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

まず、議案第 52 号、霧島市都市計画税条例の一部改正について審査をいたします。本議案の説明は、18 日開催の委員会において受けておりますので省略いたします。本日は、建設部にも同席をいただいております。議案に関係する都市計画区域についての質疑も行いますので、よろしくお願ひします。早速、質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

前回、都市計画区域の見直しということで、溝辺のことが非常に問題になったと思うんですが、これは溝辺だけじゃなくて、全体的に旧 1 市 6 町の見直しをすれば、新しく入るところも納得さ

れるんじゃないかという気がするんですが、思い切って今回をちょっと先送りをして、全体を、都市計画区域にしなきゃならないところを見直しをされるという考えはないでしょうか。

○都市計画課長（川東千尋君）

今回の都市計画域の見直し拡大というのは、一応すべての全域についていろいろな資料を整えて、その拡大区域だけではなくて、ほかのところの全体的な市の中でのバランスを考えていろいろ検討したら、やはり今回拡大区域が浮き上がってきたというところもございまして、今現在指定されている区域については、現状のままではいいというふうに我々としては今、捉えているところでございます。例えば、議員の地元の国道 10 号沿いの上之段地区とか、あるいは隼人のほうも若干山手のほうとか、都市計画区域であるところもありますけど、それなりにやっぱり幹線道路についている区域、それから逆に、ちょっと奥まったところは今度は外れていたりという状況もありますので、今現在の国分、隼人その他の都市計画区域についても、それなりの当時の状況から推移してきた経緯がございまして、現在都市計画区域が張ってある分については検討も加えましたが、現行のままということで考えております。

○委員（下深迫孝二君）

例えば、その今あるところは現行のままということで了解をしても、今度新しく入れる部分、例えば霧島であれば霧島の駅の周辺ですね。我々の上之段のあの山の中が入っていて、霧島だって県道の走っている駅の周辺、ああいうところが入ってないというのはちょっと不思議な気がするんですよ。あるいは牧園であれば、牧園町のあの旧役場の下のあそこら辺とか。高千穂のホテル街の辺とか。とにかく今からお金をかけなきゃならないところはこうしていっぱいあるわけですね。横川にしてもあの庁舎近辺というのは、当然人口も密集しているし、そういうふうに私は思うんだけど。

委員長 常盤 信一 君

ここでしばらく休憩します。

[休憩 09:05]

[再開 09:08]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（下深迫孝二君）

私がちょっと勘違いをしておりました。例えば全地域、都市計画区域に入っていると。そして、霧島とかそういうのが入ってないということで、溝辺が今回ちょっと見直しの対象になっているということだろうと思うんですが、これは霧島と同時に進めるということは何でされなかったのか。ちょっとそこをお伺いしておきましょう。

○委員長（常盤信一君）

ここでしばらく休憩します。

[休憩 09:09]

[再開 09:14]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（植山利博君）

今、事情は建設部もよく分かれたと思うんですけども、前回の審査の中で、1 番の論点は公平、中立、簡素という税の三原則に基づいて、一定の論理の中で統一して、こういうところに都市計画税を課税しますよとした場合に、鹿児島市は市街化区域だと。であれば、それに準じてとした場合は、用途が張ってあるというところに限定しましょうということで、隼人と国分が抜けるところが、隼人は 50% ぐらい抜けるわけですね。そうした場合に、石峯地区が用途が張ってあるということで、麓は区画整理課事業を行われているということだから、当然ここは課税しなきゃならないだろうと。皆さん納得されるてるわけですね。ただ、石峰地区が霧島市全体を見

たときに、他の地域と合理性があるのだろうか。他の用途が張ってない、現実には合併前から張ってなかった。それは、それぞれの自治体の事情に応じて張っていなかったわけですが、合併してから都市計画区域の見直しはしましようということで進めてこられたけれども、同時に用途地域の見直しというには手付かずだという現実があるわけですね。そういう中で、合併前のそれぞれの、個別の自治体の考え方に基づく用途という地域があるわけですから、用途指定をした地域が。合併前の基準でそのままかけて本当にいいのかと。やはり、市街化というのは、市街化をもう既に形成している地域ですから。石峯地区よりも、もっと市街化が進んだ地域がほかにあるのに、合併して7年も経って新たに課税をしようとするのに合理性がないのではないかと。都市計画区域の、まだ課税のほうを先行しようとしてるわけですね。集中改革プランにおいては、都市計画区域が23年度ですか、そして25年度から課税をしましようということになっていたのが、逆転する状況になっているわけですよ。だから、都市計画税を課税する場合は、まずは都市計画区域があって、そして用途で張るのであれば、その用途の見直しまでしてから都市計画税をかけるのが、新市霧島市としての課税の合理性があるんじゃないかということを中心してのわけですね。それで、今回はじゃあ用途がないから今回、25年度から課税するのであれば、その統一した基準でかけるとして用途地域ということにすれば、それは一定の合理性があるけれども、今後、用途の見直しをも仮にするのかしないのか、そういう予定があるのかということで、それは総務部では分かりませんと。建設部に来ていただかないと分かりませんということに来ていただいたわけです。そうすれば、どこに矛盾が出てくるかということ、今回は用途が張ってないということで隼人と国分はごっそり抜けたところを、今後、用途の見直しをしたときに、隼人と国分の除いたところがまた用途に入ってくると。新たに霧島とか牧園とか横川が用途に入るのそれはいいですけども、抜けたところを、いったん課税を除外したところを、また何年か先に課税をしますよという矛盾は避けた方がいいのではないかと、私はそういう考え方に立っているわけです。ですから、用途の見直しについて、今後どういう展望を持っているのか、まずお尋ねします。

○都市計画課長（川東千尋君）

今、委員がおっしゃった用途の見直しにつきましては、今回の都市計画区域の見直しに併せて、我々のほうでも少し検討をした部分もございます。その中で、一応、今現在考えておりますのは、今回も都市計画税の徴収の対象となっております建築形態規制です。こちらはまだ用途としては張れてなくて、これはもう特に旧国分市の時代からの話なんですけど、なかなか思うように進められないという部分ではありますが、ここについては当然、後は用途の指定を見据えて進めていくという部分でございます。それとあと、隼人の、どちらかということ海岸地帯の辺りとか、工業地域として指定するような形で、今の国土利用計画、上位計画とか、マスタープランで位置付けている部分もありますので、そういったところについては、今後用途の見直しということで、新たに色が付けられる部分が生じてくると。あと、一番論点になっております石峯地区について、もう我々としては一応今回、課税をするということについて、事前にちょっとそれなりの資料というものを調べてみたんですが、石峯地区につきましては、ほかの空港周辺と一緒に、昭和63年に用途の指定がなされておまして、そのときの理由としては、四十年代に開港した鹿児島空港の前の開発が、今後進むであろう地域ということで、まずは住環境を保全するという目的で、そのときは麓第一みたいな区画整理という文言は出てこないんですが、そういった形で用途を指定しまして、その後追って区画整理が始まったと。その中では、今、麓第1ですが、4工区まで設定がされておまして、この石峯地区も入っております。具体的に申しますと、陵南、論地、西原、石峯、この4地区は、石峯がだけ飛んでいるように見えるんですけど、一つの空港前の区域として、今後、開発あるいは保全というものをしていくということで旧溝辺町でも位置付けられていまして、今お持ちしましたけど、この旧溝辺町で作られた都市計画基本構想という中で、区画整理というようなことも踏まえて書いてございます。この平成7年、9年ぐらいの話なんですけど、これらを基にして県のほうで、今度は区域マスタープランというのを5年、10年見直しぐらいで作るんですが、今現行の県の区域マスタープランは、まだ霧島市として我々のほうも作業が進んでおりませんので、まだ旧1市6町のままで策定されているんですけど、その中でもこの

麓地区についての区画整理の促進といいますが、そういう面と、あと未整備地区の面的整備ということで、この辺の他の石峯を含めて、この辺の区画整理のことにも触れてございますし、我々がそれを基に策定しましたこのマスタープランの中でも、麓地区の区画整理の促進と合わせて、その未着手区分の区画整理、面整備のほうは今後検討を行なっていくというようなことでの位置付けがされておまして、それがいろいろ地元の方々のご意見を聞きますと、納税を取らないことを条件にそうやったんだとかいうような議論もあるんですけど、ただ、その計画自体は旧溝辺町の平成7年、8年ぐらいのこの計画からずっと、新しい我々が策定したマスタープランの中まで、今その区画整理にだけ特化して申しますと、まだずっと生きているという捉え方をいたしておりますので、これを今後、どういうふうに進めるかという部分があるかと思いますが、区画整理の中で、その石峯の中を抜けている道路が1本ありまして、それが区画整理をやると恐らく中の幹線の道路になるんですけど、それについても今後単体で整備する予定も、これは都市計画ではなくて土木サイドと協議をしながらですけど、そういったこともありまして、石峯地区にもそういった投資を行なっていくとする考えの中で、一つは用途自体もこのまま当面は外す、外さないということで行くと、そのまま設定しておいたほうがいいのではないかと。それとやはり、用途の一番の目的であります、その事業ありきの用途ではなくて、やはり今の、あそこにお寺があったり、非常に閑静な住宅街でございますので、そういった住環境を守る観点から、用途地域については除外というものは、今のところは考えてはいないというところでございます。

○委員（植山利博君）

私個人の基本的な立場としては、課税対象から外せと言ってるんじゃないんですよ。私の基本的な考え方としては、今回、霧島市全体の都市計画区域の見直しもそうですけれども、都市計画税の課税を同じような基準でかけるとした場合に、例えば、総合支所があるような地域は、すべて課税対象になるべきだという立場なんです、私は。そのことから考えて、用途を将来そういう地域に、例えばその商業地域でなくても近隣商業地域でなくても、例えば、住環境を保全するという感覚からすれば、1種住専とか、2種住専とか、そういう用途を張っていく予定があるのであれば、それに合わせて統一的な課税の根拠とすべきではないかと。でなければ、今まで用途を基準として、隼人も国分も課税はしてきていないわけですから。とりあえず、隼人が国分の今まで課税した基準、考え方で、霧島市全体を課税すべきではないかと。今回は、隼人の課税の考え方、国分の課税の考え方から大きく転換をされて、課税の対象を用途とされたわけです。それは、鹿児島市の市街化区域だと。そして、その根拠は、都市計画税というのがその応益税だと、目的税だということから、その周辺の一部、直接的に資産価値が事業によって増えるか増えないかということが問題だということだろうけれども、この前の部長の答弁の中でも、間接的にその事業の恩恵を受けて、ひいては資産の価値として反映されているんだと。今日の新聞ですか、全国の地価の動向が出ておりましたけど、私もそれぞれの都市計画事業、区画整理にしようが街路事業にしようが、受けたらその地域、その地域とその自治体全体の宅地に波及的な、間接的な効果というのは、私は必ずあると私は思っております。ですから、これまでの考え方を大きく変えて、課税の対象の基準とされるわけですから、私はそこに少し矛盾があるのではないかと。今までかけていたところ外す、そして将来、もし用途をそこに張れば、またそこにかかるわけですよ。本来は今まで田んぼであったり、畑だったところ、ここ10年、20年の間に住宅が密集して、当然用途を張らなきゃならない地域というのはいっぱい出てきているわけですよ。その見直しがここまで遅れた、合併前も遅れていた、合併してからも手付かずだった。そういう中で、都市計画税の課税のエリアだけを今までと違う基準でかけようとするところに、今後の矛盾も生じないですかということを聞いているんですけども、いかがですか。

○委員長（常盤信一君）

ここで暫く休憩します。

[休憩 09:26]

[再開 09:31]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長（篠原明博君）

今、ご質問ございましたように、将来の用途地域の見直しということでございますが、やはり私ども都市計画を進めるにあたっては、順序を踏んで、都市計画区域の設定から市街化区域、あるいは用途の指定というのをやっていくわけですが、先ほど若干出ましたように、現状の用途地域の見直しというの、ある程度は現状の段階でチェックをいたしております。そして、非常に長い懸案でございました農振白地と言われる白地地域も、今回用途に準ずる区域という形で、ある程度最低限の用途地域の確定をさせていただいたということでございます。当然ながら、今後色々な形で霧島市の都市のあるべき姿を検討する中で、用途の見直しも出てくるかと思えます。それは当然用途地域というのは、今農振地域と都市計画区域はダブってもいいですが、用途地域となりますと、農振地域を外さないといけないというようなことで、ある程度、農政、あるいは国の協議が必要になってきます。そういったことを踏まえますと、やはり都市計画というものをある程度しっかりと踏まえた形で都市的活用を図る、あるいは用途で、そういった用途の混在を防ぐというものを十分議論した上で、用途というものは検討すべきということで、今後将来、ある程度時間をかけて議論をして、用途の見直しも検討していかないとはいけません。おっしゃいましたように、現状において、非常に長年の間、都市計画税の不統一というものでございました。そういう中で、やはり今回、都市計画区域を張る中で、用途に重点的にそういったものを都市計画税という形で方針を決めようということで今いたしたわけございまして、その方針については、現状においては最大限十分議論した結果であると考えています。今後についてはまた、そういった時間をかけて用途の見直しも検討していきたいと思えます。

○委員（植山利博君）

ということは、今回隼人、国分で用途がないということで課税から外れた地域が、用途の見直しをすることによって、また課税対象の地域になるということは十分あり得るという理解でいいですか。

○建設部長（篠原明博君）

おっしゃいましたように、現状でどういうふうになるかというのはここでは答えられませんけど、いろんな年月が経ってそういうときの実情で、そういったものも考えられると思えます。

○委員（植山利博君）

それでは、鹿児島市は市街化区域ということで、課税の地域だと。あとの鹿児島市、また始良町とか、鹿児島市以外で都市計画税を課税している地域、6つか8つかあると思えますけれども、どういう基準で課税しておりますか。

○税務課長（満留 寛君）

しばらくお時間をください。のちほど答弁いたします。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（宮本明彦君）

植山委員とほぼ同じ考えです。ですから、この都市計画区域を設定するというの、今適切にしようということで進めてこられたと。それは適切であるかどうかの考えの下に進めてこられたと。ですから、本来やはり用途地域に張るという場合は、今の用途地域の指定の仕方が適切なのかどうかという判断が、今回、税の見直しをするというときには必要じゃなかったのかなと考えています。そういう点で、先ほどいろいろもうお聞きしましたから、見直しも進めていたということなんですが、そういう議論にならなかったのかどうか、今回設定するのに。現状の用途地域にかける。だから、ほかの用途地域が、その設定で適切だったのかどうかという議論はなかったのかということをご説明いただけますか。

○建設部長（篠原明博君）

用途地域に今回かけるということについては、いろいろ議論をした経緯がございます。ただ、おっしゃいましたように用途地域を入れる、外すということについては、やはり都市計画区域をある程度決めないと次の議論に入れられないわけでございますので、私どもはこの都市計画区域をある

程度し、都市計画区域内のそういった居住環境であったり、商業であったり、工業というものを把握して、ピシッと面積を出さないことには用途を見直しできません。だから、あくまでも都市計画区域という都市計画のそういった議論の場を設けることによって、次の用途の議論ができるわけですので、今回のところなかなかそこまでまだ至ってない。今後、都市計画区域がある程度固まりますと、その中で十分議論をして用途地域の必要性を、今後議論していくという形になろうかと思えます。

○委員長（常盤信一君）

ここで暫く休憩します。

[休憩 09:37]

[再開 09:38]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（宮本明彦君）

都市計画区域をもう1回見直しして設定するというのは分かるんですけども、現状の都市計画区域の中で、現状の中で用途地域の見直しを図るということは、これはできなかったものなのではないでしょうか。もう都市計画区域はあるわけですよね。ちょっと都市計画税についてあまり言いたくはないんですけども、もう今の都市計画区域の中に都市計画税がかかっている部分がある。ですから、現状の中で、用途地域をもう一回見直すということも可能ではなかったのかなと思うんですけども。わざわざまた、拡大してから見直そうというわけではなくて。現状の中で見直すということも可能じゃなかったのかなとも思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○建設部長（篠原明博君）

おっしゃいましたように、現状の中でそういう議論はできないかということでございますが、私どもは今、例えば総合計画、都市計画マスタープランによって都市計画の見直しを一応検討するという形ですと動いておりました。当然、都市計画の見直しをするに当たっては、都市計画調査的に、例えば人口分布であったりとか、産業の分布、あるいはそういったいろんなもろもろのものを都市計画区域内でまず集計をして、その調査をする必要がございます。その調査をする必要な中で、その用途の必要性が出てくるわけですので、今おっしゃいましたように、現状の中でするといたしますと、もう基本的に都市計画の区域の統一を図らないと。現状のままで区域も拡大をしないという限度に立てば、そういう形ができますけれども、区域を広げることによって区域の面積も増えるし、面積、産業、そういったものも全部調査をし直して、その中で用途の議論をするべきだと考えます。先ほどおっしゃいましたように新たに、例えば溝辺の周辺を入れると過程いたしますと、そこに用途が必要かという議論も出てまいりますよね。だから、そういうのがなくて、もう区域も統一せずに、現状のままいくという方針があれば、再度その段階で議論ができますけど、私どもは今までの都市計画マスタープラン等に引き続いて、区域を一緒にして都市計画統一するというので、ずっと合併後動いてきておりますので、そういった段階で現状での用途云々というのは、詳しく検討は、詳しくそこまでの張るべきか、落とすべきという細かい議論までいかないということだと思えます。

○税務課長（満留 寛君）

先ほどの植山委員のご質問でございます。都市計画税の県内の市の、市段階での課税状況でございます。鹿児島市におきましては市街化区域、それから指宿市と始良市が用途地域に課税いたしております。指宿市については、下水道地域も課税対象となっているところでございます。あと、鹿屋市が農業振興地域内の農用地と、山林等を除いた一部の都市計画区域。それから西之表市については、都市計画区域の全部という状況でございます。

○委員（植山利博君）

1点だけ確認を。鹿屋市が大体、旧国分市の掛け方と一緒にという理解でいいですかね。

○税務課長（満留 寛君）

国分方式といいますか、隼人方式がどちらかといえば近いかと思えます。農業振興地域内の農

用地を除外していることと、あと、市街地から離れた山林等を除いておりますけれども、旧隼人町方式についても山林等を大字地番で除外して課税してきておりますので、どちらかという隼人方式のほうが近いかと思えます。

○委員（久保史郎君）

今回のこの、私は都市計画課区域のこの見直しは、それはもう当然こういう区域幅で取られるというのは結構だと思うんですけども、今までお話を聞いておりますと、どうもこの、まず、その用途地域を張って課税するところを先にもう決めてしまって、そこだけで進んでいくんだというような、そういう話に聞こえるわけですよ。ですから、こうやって議会でも問題になるぐらいですので、市民にとってはまだ理解してないと思うんですよ。これを見て、我々委員会の多くの人たちもおかしなこれとは、いう思いでいるわけですよ。だから、こうやってお聞きしてるわけですけども。今回、隼人においても、小浜、小野、松永という3か所を外されて、そして国分の場合は下井、敷根の分も外された部分が出てくるわけですけども、この溝辺の石峯地区から考えると、明らかに、なぜこちらを外したのかというのが理解できないわけですよ。例えば、小浜は理解できますよ、これは旧隼人町から何でそういうところが課税区域かというような話も聞いておりましたので。ただ、そこら辺はどういう経緯で、こういう見直しの課税区分になったのか、説明をまずお願いします。

○税務課長（満留 寛君）

18日にご説明しているところでございますが、今回、課税対象区域を用途地域という形で考えていく中で、用途地域から外れている小浜、松永、そして下井、敷根、これらについては課税対象から外れていくという結果になったものでございます。

○委員（久保史郎君）

ですから、これがやっぱり行政の感覚と市民の感覚と違うと、私は思うんですね。だから、その行政の常識ではあっても、市民の目から見たときに非常識と映るわけですよ。私はそう思っています。ですから、例えば説明の中で、確かに今回隼人は面積等も半分ぐらいに減らして、そして金額的にも総額で1億1,300万円でしたか、その程度税の収入としては減るんですよというようなものは、こういうのを表に出していただいて、先ほど植山委員も言われましたけれども、例えば松永地域にしても、それから小野地域にしても、非常にこの都市計画の、あるいは今後開発されていく分野から見ていくと、果たしてここを外していいのかなという地域だと思うんですよ。先ほど川東課長が説明されましたように、例えば石峯地区はお寺等もあって、住環境も守ると言いましたけれども、都市計画税というのはあくまでもその目的税であって、私は麓地区のあの区画整理事業をされたところが今までかかっていなかったというのはおかしいと思いますし、あそこはかけてもいいと思いますけど、こう離れたところを用途地域指定にして住環境を守ると言われるのであれば、何もされなくても住環境は今のところは十分守られていると思います。だから今後、この麓地区のあの広い広域的な道路で、ずっと空港の路線につながるような計画を現在持って、何年後にはそうなっていくんですか、この地域が。私はそうなっていかないと思いますけど。

○建設部長（篠原明博君）

今おっしゃいましたように、石峯地区の今後の事業計画ということで、今年からちょうど伊集院～蒲生線が出てくる道路を交差する場所がございます。あの辺のところの環境整備ということで、道路の整備をするために、今委託を発注いたしているところでございます。

○委員（久保史郎君）

ということは、当然、地元住民説明会でそういう意見が出てたと思うんですよ。うちのこころ辺が、じゃあどういう計画になっていっているか。それ出たんですか。そうして説明もされたんですか。

○建設部長（篠原明博君）

当然、最初は地区自治公民館長会・自治会長会の中でそこら辺の質問が出まして、私どももやはり、その今の石峯地区の道路の環境整備というのは必要であろうということで、今後、今年の事業で委託を組んで整備を進めますという形で答弁をいたしております。

○委員（久保史郎君）

それで、理解されたんですか。結局、こうやって反対の陳情書が出るということは、理解されなかったから陳情が出たと思いますけど。

○都市計画課長（川東千尋君）

先週の土曜日に、急遽地元のほうでもまた説明も行ったんですが、そのときも今、部長が申しましたような道路の今予定があるというお話もしました。ただそれについては、地区から要望したもので、危険であるとかということで市が動いてくれたもので、この都市計画事業とは違うものであるという認識も示されたんですが。あと、その区画整理事業についても先ほど言いましたように、当時は税を取らないという条件で区画整理についても賛成をしたが、税を取るのであれば反対であるというようなご意見も当然あったわけでございます。ただ、行政といたしましては、霧島市になってからの我々の認識といたしましては、旧溝辺町時代のこういった都市計画構想、平成7年から9年にかけて作られたもの、それからこれを基に、県が全県下を対象として作った区域のマスタープランというもの。それから新市のこのマスタープランの中にも、やはりその石峯地区、論地、西原を含めて、今やっている麓原以外のあと残りの3工区について、止めるということはどこにも示していないわけございまして、やはりこの旧町時代からの計画というのは、今現在はまだ生きてると認識しておりますので、当然今後も地元の方々の理解もいただきながら、こういった整備、都市計画の事業というものについては、この地区も含めて、できれば積極的に推進したいということで考えておりまして、併せて用途地域という指定の中で住環境も保全していくというような考えではいるところです。

○委員（久保史郎君）

ですから、市民の感覚としては、都市計画課区域には入るけれども、そうやって税をかけるということであれば反対だという声が出るということは、行政の不信を買うわけですよ、そういうところをそうやって進めようということは。ですから、先ほど指摘しましたように、例えば小野辺りの、もう間違いなく今後、そこは開発されていくであろうと、松永にしても非常にいい道路が真ん中のほうに通りますと、徐々に今後はもう手を付けないわけにいかない地域ですよ。市街地がじゃないんですけど、市街化区域の中からいきますと。そういうところを今回外して、また何年か後に用途地域で今度は課税しますよというようなことになると、ますます行政は、先ほど植山委員も言いましたけれども、不信を買うことになりまして、やはりこの石峯地区なんかにおいては、もう1回再考していただいて、本当に実質的に、隼人の小野地域のあの地域と石峯地区と、どちらのほう为目的に沿った税をかけるべきだということは、私は考えるべきだと思いますけど、その点についていかがですか。

○税務課長（満留 寛君）

ただ今出ました小野、松永、そういった具体的なところが外れることと用途地域に課税するというような部分では、具体的には検討はいたしていないところでございます。

○委員（久保史郎君）

今、隼人のことだけ言ったんですけども、私は国分の下井と、それから敷根の分も合わせて、これはちょっときちんとすべきだと思います。やはり、今後目的税としてのその都市計画税をいただく以上は、その可能性の高いところはどうしてもやはり外すべきではないと。そして、可能性の低いところは、先ほど部長が言われましたように、石峯地区の道路拡張はこれに沿っての、そういう税金の使うのではないんだという、地元住民のそういう意識があるようであれば、ここはちょっと時間をかけるなり、年数をかけるなりして、一つのそういう、ああ、確かにそういう税金がかかっているけれども、自分たちの地域も良くなったなど。麓地区のあの整備された地域と、ただ今から計画をしていく石峯地区とは全然意味合いが違うと思いますよ。だから、そこら辺を再度やはり考え直すべきではないですか。いかがですか。

○建設部長（篠原明博君）

今おっしゃいましたように、用途地域の見直しというのは、将来的にやはりそういった必要性というのは今考えているところあります。ただ、今現状で先ほど説明いたしましたように、溝辺の石峯地区につきましては、そういった昔から溝辺時代に作られた構想の中で、やはりそういった

事業をある程度想定し、まだ今後も今の麓に引き続いて区画整理の事業を事業計画されているという現実的な計画がございましたので、やはり用途という形ではある程度見えた形での位置付けをさせていただいたということでございます。おっしゃいましたように、小浜あるいは下井、そういったところについては、今後の、例えばまだ今現状において、何をどういうという計画はございませんので、やはりそういった調査をし、そういう必要な時点において用途を張るべきという状況になれば、そういうのも検討するときに来るのではないかと考えております。

○委員（仮屋国治君）

いろいろ議論があるところですけど、この見直しが、やはり合併後の集中改革プランに基づいて、都市計画区域の公平な統一、見直し、それから都市計画税の公平な課税、見直しというところから始まっているところを考えると、やはり基準を用途区域に持ってくることに無理があるところをももの凄く感じるんですね。用途の見直しが行われていないわけだから。先ほど用途を張るには時間かかるということでしたけれども、それはもう当然のことだと思いますけれども、ならば用途区域を基準にすべきではないということになるのかなと思ったりですね。ただ、土地利用計画とか都市計画マスタープランにおいて、将来用途を張っていきたいというふうに設定されている地域はあるんじゃないですか。

○都市計画課長（川東千尋君）

それにつきましては、一応、区域として示してある部分はございます。その中で、ただ落とすほうではなくて、どちらかというところを広げるほうへの用途の話でございます。

○委員（仮屋国治君）

単純にそういうことだと思うんですよ。作業の簡素化のために、今回の都市計画税の基準ができてから、説明責任を果たせないんだと思うんですよ。だから、用途区域にしたいと思うのであれば、この国分の白地も入れているのも、用途じゃないけど入れているのは将来用途を張りたいたいからですよ。そうであれば、他の地域もそれがあるのであれば、みなし用途区域というものも加えるべきだということだと思いますよ。加えるのか、今の用途がおかしいから石峯を外すのかという、どちらかの話になるような気がするんですよ。いかがですか。

○総務部長（山口 剛君）

私どもがここに至った考えを再度申させていただきますと、この前も申し上げたんですけども、今の日本の税制というのは、戦後のシャープ勧告に基づいております。そのシャープ勧告の中では、公平、中立、簡素という三原則がございまして。この簡素というところが住民に最も分かりやすいというところで、説明責任が1番果たせるのが簡素であると。この部分を抜いてしまったら、税制というのはなかなか住民の方々にご理解いただけないと。じゃあ、本来、都市計画税というのは、市街化区域に張るべきところなんですけれども、市街化区域である、ないということであれば法に基づいておりますので、住民はもう全く簡素で納得し得る部分だと思っております。じゃあ霧島市は、その市街化区域に準ずるようなところをどうしようかという議論の中で、私どもは用途地域という一つの結論を出しました。用途地域という、これは住民の方々には最も分かりやすい部分だと思っております。個々具体的に用途地域を張っていない中で、ここはやがて用途地域になるだろうから入れたほうがいいのか、それから、ここは用途地域だけど、今のところ何のあれもないとかという議論を始めますと、税制としては住民の方々に納得していただけないと。あの地区が外れて、うちの地区はなぜ外れなかったのかとか、あの地区は入って、うちは外れたとかというような話になってきますと、税から考えますと、やはりそれは私どもが判断できるようなものではないというふうに考えます。そうしてまいりますと、全く簡素で分かりやすい税となると、何か一つ基準を設けないといけないと。そうなりますと、用途地域というのがやはり、旧1市6町のところで張った、その当時のお考えがありますので、そこに対して張るとするのが一番分かりやすく、簡素な税制であると考えております。確かに、いろいろご議論になっているということは、その中にやはり矛盾もあるかもしれませんが、税制として最も納得がいく、説明できるやり方を私どもは選択したというふうに思っております。

○委員（仮屋国治君）

おっしゃること分かるんですけどね。ただ、簡素化するのに用途区域が最適であるというのは、

最終ゴールだと私は思うんですよ。その中で、用途の見直しが不完全の中でそれをするのは、冒頭に申し上げた合併後の公平な統一に外れているというところが、どうしても思いますね。ただ単純に、市街化区域に準ずるところというふうに区域を指定されたほうが、まだ説明がつくような気がするんですよ。これは意見として申し上げておきます。

○委員（植山利博君）

部長が言われるのは、私もよく分かります。一定のかちっとした、説明をしきる基準をどこに設けるかと、そこが用途だというのは合理性があるというふうに、私もそこは十分納得がいくところですよ。ただ、住民感情として、その公平化、それから簡素化と言われると、住民感情としてはなかなか理解がしにくいところかなという思いがあると。それと、用途が霧島市現況の中から考えると、一定の基準に則って用途が張ってないと、全体を見渡したときにですね、その点。それと、1点だけお尋ねをしておきます。建築物形態規制地域、これはどういう手順で、どこが指定をしていくのか、お示しをいただきたいと思います。

○都市計画第2G長（池之上 淳君）

建築物形態規制につきましては、市が策定した基準値を建築形態基準値として、特定行政庁である県が指定するものです。これは、平成12年に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律というのが公布されまして、平成13年の5月に施行されました。この改正によって、平成16年までに県のほうで、用途地域の指定のない区域、白地地域と言われる所ですけども、そこに、土地利用の状況などを考慮して、建築基準法に規定する数値の中から、建築の形態規制、容積率、建ぺい率、そういったものですけども、そういったものを定めることになりまして、これに基づいて霧島市も平成16年の5月から施行している状況でございます。

○委員（植山利博君）

平成16年5月から施行したということですけども、市がエリアを指定して、県が正式にそれを認めるということだと思いますが、市が県に対して、このエリアを建築物形態規制地域にしたいと、申請をされたのはいつですか。何を言いたいかということですね、今、国分だけにあると思うんですけども、このエリアは、本来は、用途地域をすべき地域なんだけれども、なかなかその指定をするまでに住民との調整・理解、それから手続き上が順調にいかない、困難があって、とりあえずそれ以前に、そのような規制が脹れる、いわば手軽な方法、身近な方法として、この方法を採られたと。しかも、16年ぐらいから現実には動き出して、16年5月にはそれが張られているわけですよ。何を言いたいかといえば、将来、今おっしゃった用途地域にしたい地域というのは、マスタープランなり、総合計画の中では、大体つかんでいらっしゃることなので、こういうものを、まずは張っておいて、そうすればこの文言に入ってますよね。張っておいて、一応課税対象の地域とすると。そして、将来的に用途地域を張るという手法は考えられないんですか。

○都市計画課長（川東千尋君）

この建築物形態規制の区域といいますのは、特にこの国分の市街地に密接した地域でございます。例えば先ほど議論に上がっています、ちょっと離れた下井とか敷根については、それとは若干違った地域であるということで、この当時の見直しの中では、その市街化が著しい、特に著しい地域ということに限定して、こういった、とりあえずの規制をかけてきておりますので、そのほかのところについて、早急に定めるといったことは今の中では持ち合わせていないという現状でございます。

○委員（植山利博君）

今の国分の市街化が著しい地域というのも、とりあえずはという形でこういう規制をかけているわけですよ。だから、私が言いたいのは、この課税をする論理的な背景として、とりあえずはこういう形で規制をかけるんですよというような考え方も、例えばあるんじゃないかということなわけですよ。それぐらいですね、やはり全体としての一つの基準がないといかんということはおく分かります。だから先ほど部長がおっしゃったことはよく分かるんです。だけど、全体的なものを考えたとき、将来的なことを考えて、それから引き起こされる矛盾を考えたときに、とりあえずこういう手法をとると。これは邪道かもしれませんがね。そういうこともあるのかなと

思ったので、一応言ったわけでした。それぐらいね、やはり何か手を打たないと、矛盾があるのかなという思いがあるということです。参考までに。

○委員（久保史郎君）

2点ちょっと確認させていただきます。まず、先ほど部長が言われたのは、仮屋委員も植山委員もよく理解できますと。公平・平等にですね、税をかけるという観点は。ただですね、今回のこの溝辺地域に関しては、合併して、水道料金の統一で値上げしましたよね。それから、先般もケーブルテレビも有料化も図りましたよ。だがら、少なくとも合併した恩恵というのは市民の皆さん方は、溝辺町の皆さん方は感じていらっしゃると思いますよ。だから、そういうところからいくと、押しなべて霧島市全体を公平・公正・平等にという感覚で課税していくのは、ちょっと問題があるんじゃないかと思いますけれども。そういう市民感情に関しては、どのような捉え方をしてらっしゃるのか。

○建設部長（篠原明博君）

今、私どもが用途地域の検討をする時点において、先ほどちょっと植山委員のほうからお話がありましたように、平成12年度に旧国分の中には、あのときに用途をどういう拡大をしようかという議論をさしていただいて、その段階の中では、やはり市街地が今後予想される地域について、用途を張りましょうという方向性を出して動いていた経緯がございます。そういった経緯を踏まえて、私どもはその間、何回か農水省と用途についての議論をしてきた経緯がございますが、なかなか面積が非常に大きいということと、いろんな手続上の問題がございまして、用途が脹れない状況がありました。そういったことを踏まえますと、先ほど、とりあえずという言葉が出ましたけど、私どもが、今、現実的に用途を張ろうとする地域については、現状の用途にプラス最小限、今、建築形態を規制している所が最善の用途の張るべき地域だというふうに考えて、現状動いているわけでございます。おっしゃいましたように、その中において事業のまだ、なかなか実施できない地域とか、住環境だけの保全規制だけのものもあるかもしれませんが、現状においては今、この市街化区域と想定される中では用途というのは、あるいは用途に順ずる区域というのが、今の街の形成すべき用途地域が、今のまちづくりの基本だというふうに現状では思っているところでございます。そして、溝辺地域の方々のお考えでございますけれども、当然私どもは今までの長い経緯の中で、あそこの用途を張られた経緯があります。当然、そのときの計画書あるいは地域の要望を聞きますと、やはり住環境の整備であるとか、道路の整備であるとか、将来的には区画整理の2次、3次、4次という形まで議論されて、それは当然総合計画の中にも載っておりますし、都市計画マスタープランの中にもその位置付けはされております。そういったことを踏まえますと、現状において、やはり用途という形を位置付けて、今後の事業計画はある程度将来的には可能性を持たしている計画だと思っています。

○委員（久保史郎君）

だから、そこの考えが行政と市民と違うんですよ。都市計画区域、用途区域を指定したけれども税金はかけないということを、当時の行政が約束しているわけでしょう。そこは、だから私は無視してはいけないと思うんです。今後かけるにしてもですね、そこに段階的に年数をかけて、ちゃんと説明をしていただいて、道路1本でもちゃんと整備されて、市民もだんだん良くなってきたなという感覚を、やっぱりある程度持たないとですね、いきなり税金をかけるというのは、私は厳しいんじゃないかと思うんです、その地域によってはですよ。だから、溝辺地域は、市民感情をどう捉えていらっしゃるかということをお伺いしているんです。合併して、結局、隼人町の我々は水道料金も安くなりましたよ。それから、ケーブルテレビも引けば最低でも4,000円くらいかかるんですよ。しかし、それでも今500円でしょう。1回目の今回、料金をもらうようになったのは、やっぱり、段階的にそうやっていくということは、地域住民にとっては必要じゃないんですか、よく説明を尽くしてですよ。かつての行政が税金はかけませんからと言って、そうやって市民が言われるということは、それ事実だと思いますよ。そのときはかかってないわけですから、実際。しかし、後の計画の中ではこうなっていくって、何年か後に税金がかかるようになりますよと、何10年後のことまでは説明されなかったと思うんですよ。当時の溝辺町の行政のほうでは、ですから、やっぱりそこら辺の、市民としての地域性と住民感情は、やっぱり配慮し

た対応策をとることが必要じゃないですか。

○総務部長（山口 剛君）

おっしゃいますとおり、旧合併前の旧町で住民の方々とお約束したことも、履行できるものは誠実に履行すべきであるというふうには思います。ただ、やっぱり合併しておまして、この合併協定項目の中でも、「都市計画税の課税区域及び税率については、現行のとおりとする」と。合併時はそうです。「ただし、新たな地域と税率については、新市における調整するもの」ということがございます。私どもは、やっぱりこの調整、税の統一というのは、不均一課税というのはちゃんとした状況ではありませんので、やっぱり不均一課税は何とかしたいという気持ちがございまして、合併協定の中でも、現行のとおりとするけれども、ただし、新市において地域と税率については調整しなさいとなっておりますので、これに沿ってやっていかなきゃならないと思っております。それで、やはり1市6町それぞれ制度が違いましたし、昔の、合併前のお約束なんかもあろうかと思っておりますけれども、やはり新たに統一するためには痛みもあるし、痛みじゃない部分もあろうかと思っております。それを最大限少なくする努力はしたいとは思っておりますけれども、やはり新市に向けて統一する中では、いろいろ出てくる部分もあろうかとます。おっしゃるとおり、溝辺の方々の住民感情も分かりますけれども、霧島市7年、もうすぐ8年目に入りますけれども、その中で今回、この税制の統一というのはどうしても避けて通れない部分であろうかと思っております。その中で、現都市計画税については今の都市計画区域を定めた中で最も、先ほど申しました簡素な、分かりやすい税制ということで今回、この用途地域という分かりやすい、説明しやすい部分でお願いしているところでございます。当然、今まで入っていなかったところは大変な思いをされるとは思っておりますけれども、少しやっぱり、痛みは伴わなければ統一化はできないというふうにご考えておりますので、おっしゃることはよく分かります。

○委員（下深迫孝二君）

私も今、部長が申しましたように、合併して7年経っているわけですよ。5年ぐらいで調整するとかしなきゃいけない。そういうことはもう分かっているわけですし、そして、今の私どもの地域を言えば、あの上之段の山の中ですよ、都市計画税を払って、何かできたかと言えば、何もできていないわけですから。そのお金を使ってほかの所は事業をやっているわけですよ。だから、そうするんだとすれば、やっぱり市民公平を保たなきゃいけないということであれば、当然、合併前は税はかけないとなっても、当然、もう7年も経ったわけですから、新市になって調整するべきところはきちっとすると。ケーブルテレビの話も出ましたけど、前回我々の総務委員会で審査しました。これもあの車券売り場ですか、あそこでやっていけないと。あその売り上げだけではやっていけないということをお願いもしたわけです。ですからやはり、わがままを言えば、どこもそうしてかからないほうがいいわけですよ、税金というのは。だけれども、やっぱり霧島市の運営をしていくためには、やはりそれ相応の負担はしていただくということでない、道路は造れ、税金は払いたくないというのではですね、これはやっぱり矛盾していると思っております。ですから私は、今回外されるというという対象の所、下井だとか敷根だとか、ここあたりはですね、住宅の中を通っている昔の道路は非常に狭いです。やはりそういうのも都市計画税等を使って、きちんと改良ができるものならしていただく。そのためには、そこらは考慮しなきゃいけないだろうと。外すことを、そう簡単に外されていいのかなという気はいたしております。だけれども、かかっていなかった所にはですね、やっぱりもう7年という年月を考えたら、公平性を保つことも大事だということを考えていますけど、どうですか。

○総務部長（山口 剛君）

おっしゃるとおりだと思っております。何回も申し上げますけれども、一つの基準として、やはり、この用途地域にしております。個々具体的に見ていけば、その用途地域そのもので、こっちのほうがという話も出てくるかもしれませんが、それを言い出したら霧島市全体で、うちがうちが、うちは違う、うちじゃないという話になってくると、この統一化というのはもう、私はできないというふうには思っております。そういった中で、現段階で一番説明しやすい部分が、この用途地域だと。最も説明しやすい、分かりやすい、だけど、なかなか納得できない部分もあろうかと思っておりますけれども、その中でやっぱり1回、合併して8年目になろうとする中で、都市

計画税を統一するためには、この方式が最も妥当であると、私は思っております。

○委員（下深迫孝二君）

前ですね、前有村議員も言われていました。「私のところの溝辺は、都市計画税は区画整理が完成するまではかけてやるな」と。そんなエゴが通るのであればですね、新市霧島市ではないわけですから、我々議員も地域のことだけをかばうのではなくて、やはり痛みを伴うところもしっかりと説明していく責任があるんじゃないかと。そして、将来的にはこういうふうにいふふうになるんだよということを、しっかりと皆がそういう話をすると。ただ、自分の地域だけを守ろう守ろうというのではですね、霧島市の議員じゃないわけですから、そこら辺は一つ、きちっと行政の方たちもですね、やはり、ものを申し上げるところは、しっかりとわかりやすいように説明していただいて、今後こういうまちづくりができますと言ったようなこともですね、もうちょっと説明不足じゃないかと思うんですが、そこら辺は、どのようにお考えですか。

○建設部長（篠原明博君）

今後の霧島市のまちづくりという観点からいたしますと、地域の皆様方の意見等を聞きながら、こういった用途地域での事業の在り方や、都市計画区域内の事業の在り方については、さまざまな観点から、地域と十分連携をとりながら、行政としてもできるものは、そういう形で実施をあるいは計画をしていくべきだと考えております。

○委員（久保史郎君）

私は、実質的に、総体的に見直すものであればですね、ちゃんと見直しをすべきだと思います。これは、市民をですね、守る立場に行政がならずして、私はどうするのかということだと思います。例えば、不均一課税というのはあってはならないです。確かにこれは合併のときも、不均一課税の是正というのは私も当然分かっています。しかし、市民がやっぱり納得できないものは、何であってでもできないですがね、今。それから考えるとまずですね、今回、総体的に見直した中で、全部が全部を私は減らせというのではないです。単人地区のあれを何で減らしたかというのを、私は言っているわけですから。小浜なんか、私は外して当然だと思います。今までの流れからいくと。しかし、小野地域とかですね、松永地域まで外してですね、そして溝辺のほうに、特に離れたところにかけるからおかしいということを言っているんですよ。今、下深迫委員も言われましたように、都市計画税は目的税ですから取って、その地域なんかはやはり道路でもあっても住環境であっても守るように使っていただくのは結構ですよ。しかし、これがもう何年も前から溝辺地域の皆さんは、平成 25 年度からはこの用途地域を指定して、ここは税金がかかりますよと説明してきていらっしやらないわけでしょう。いきなり決まった区域を持って行って、次年度からはここに税金がかかりますよといったら、それは納得しないですよ。だから、不均一課税は1年でも早く是正していかなければならないけれども、その地域によっては、そこら辺は配慮をさせていただかないと。だって、下深迫委員さんも今、言われました。「有村町長が私のところは、区画整理が済むときまでは税金をかけるなと言った」と。元の町長がそういう感覚でいらっしやったわけですから、市民にとってはですね、税金なんかかかる思いなんていうのは全然ないと思いますよ。だから、そこら辺を、その地域によっては市民感情を配慮して、段階的なものを。しかし、その増やすべきところは増やして、今回はおそらくこれを提案されたときには、大きな単人なんかも面積が減ると。そして税金も約1億減るから、議会もすんなりと通るのではないかと思って出されたと思いますよ。しかし、実質的にはそうはいかないという点があるわけですので、やっぱりきちとした形ですね、今年そうやって出されて、反対陳情があるようであれば、ちょっともう一回説明をし直して、どうなのかと、本当に。今言われるように、公正・公平・平等だという思いで、一括してかけますよということが通用するのかどうかということを念頭に置いて、検討されるべきではないかということをお願いしているんです。

○委員長（常盤信一君）

ここでしばらく休憩します。

[休憩 10 : 22]

[再開 10 : 29]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにありませんか。

○委員（脇元 敬君）

今までの議論の中で、少しずつニュアンスは違うかもしれませんが、ちょっと今回は難しいなという、皆さんの御意見のような気がします。その上で、今、都市計画区域の変更の説明会を開いていらっしゃるんですが、今回、この条例改正案が否決になった場合、にどういう手順になるのかをちょっと教えてほしいなと思うんです。来年度どういう徴収になるのか、それとも、もうそれまでに来年度までに何が決めなきゃいけないのか。

○総務部長（山口 剛君）委員。

まず、否決になった場合は、今までと全く変わらない、国分と隼人地域の都市計画区域内の宅地に全部かけるということになりますので、しない限りは、どうにもならないと。そして、否決になった理由でございすけれども、今、言われているようなことで仮に否決になったとすると、解決は今すぐには難しいですので、当面はこの制度がずっと続いていくということになるのではないかなと思います。だた、否決の理由次第ですけれども、それがどのくらいで解決できるような否決理由かということになりますので。今の御議論をしていくと、用途の見直しというのが大前提になってこようかと思えます。そうすると、まず都市計画区域を広げるだけでこれだけ時間がかかっていますので、それが済んだ後、用途をどうするかとなると、相当な時間になってくると思えますので、その間はずっと今のままということになるろうかと思えます。

○委員（下深迫孝二君）

今のままであればですよ、はっきり言って不公平感は生じてるわけですよ。今、申し上げましたように、今のままかけながら、今その石峯地区ですか、そこもかけていくということをしてさすれば、何ら問題ないと思うんですが、どうでしょう。

○総務部長（山口 剛君）

それをしてしまいますと、用途地域でない横川、牧園、霧島、福山地区の都市計画区域内にある宅地の方々は、税は払わないですけれども、今言われたように上場の方々は税を払うことになるということで、不公平はさらに拡大するかどうかは分からないですけども、新たな不公平というのでも出てくるという可能性があります。

○委員（仮屋国治君）

この問題は、用途を張るの張らないの問題じゃないと思うのですよ。この街にまちづくり計画はあるか、まちづくりの構想はあるかということになると思うんです。基準を用途に設定すること以外にアイデアがない、考えが浮かばないことのほうが、私は疑問になるわけでありまして、簡素化の中身で組み立てていこうと思えば、まだ何種類も組み立てが可能であるというような気がしておりますけれども、余り用途区域というものに固まり過ぎているというような気がするんですけど、いかがですか。

○総務部長（山口 剛君）

基本的には用途地域ということで、今回考えた中で、考えたのが建築形態規制地域ということ、用途地域でないけれども、ここやはり将来的に用途地域に準ずるところであろうということ、この部分は特別加えたところとさせていただきます。そして、全体的にどうなのかというのを税で、仮に税務課が判断することになったとしたら、それはそのときそのときの考えによって、ものすごく状況が変わってくる可能性もございます。例えば、私が総務部長で、税務課の職員がいて、あそこは今後発展する可能性のある地域で、用途地域に準ずるような所だからというような議論をしていったときに、それが果たして住民の方々が納得いただけるほど説明できる課税区域を設定できるとすると、厳しいものがあると。そういったときに、私どもはやはり何か一つの基準が欲しかったと。現在ある基準の中では用途地域以外に何か基準があるかということ、都市計画税でいう観点から考えたときの基準としては、都市計画区域というのと用途地域というのと建築形態規制地域というこの三つしかございませんので、それ以外に何かしていくと、そのときの担当者の恣意的な部分が入っていたりするのを避けたいということ、公平・中立にするためには、先ほどから申し上げましたとおり、最もそれに近い方法がこの用途地域だったというふうに

判断しております。

○委員（植山利博君）

用途地域の、その論理は、部長が言われることは十分理解はするんですが、これでの隼人の都市計画税に対する考え方、課税の考え方、もしくは国分がこれまでかけていた課税の考え方、これも一定の合理性があるというふうには思われませんか。

○総務部長（山口 剛君）

合併する前の旧国分の範囲、120k㎡でしたか、それから隼人の範囲の中では合理的な説明がつくと思っております。ただ、これが600k㎡を越える中で、用途地域との距離感とかいろいろ考えていく中では、仮に今、国分方式、隼人方式を全市に広げたときには説明しづらい部分もあるのかなど。だから、あの面積の中では、合理性のある課税方式だったというふうに考えております。

○委員（植山利博君）

私はですね、合併当初から、できるだけ早く、この不均一課税は是正すべきだという議論をずっとしてきたつもりです。それで、今回の用途地域を基準として都市計画税をかけられるというのは、一定の合理性があるというふうに思っております。ただ、霧島市全体の用途地域の精査、見直しをしないままに、私は用途地域のほうがより、今のこれまでの隼人・国分の課税の考え方よりも、用途地域という基準で課税するほうがですね、より合理性は高いというふうに評価しますけれども、用途地域の見直しをしないまま、霧島市全体の合理的な用途地域を張らないままに、その基準を準用して課税するのはいかなものかという考え方があります。であれば、とりあえずはですね、できるだけ早く、もっと早く、旧国分か旧隼人の都市計画税の課税を、基準ですかね、これまで課税してきた考え方にのっとして、とりあえずは課税をして、そして、用途地域の全体的な見直しを、完成した後に、用途地域に課税するという基準を導入して改正したほうが、私は合理的であったのかなというふうに思います。なぜかという、隼人方式にしても国分方式にしても、今用途という考え方よりも、ずっと課税エリアが広いわけですよ。結果として、隼人は50%ぐらいになった、国分も相当少なくなったということは、今までは応益税としての、目的税としての事業に対するいかに恩恵を受けるかということを経営基準にしてかけるべきだという考え方に立てば、用途を課税基準として採用することがより、私は合理性があると思うけれども、これまでにかけてはならないところにもかけていたんだよという反省に立って、こういうことにされるんだろうけれども、それが成立していない段階では、もとの国分方式か隼人方式で一旦、均一課税の状況を作っておいて、そしてそれから改善すべきだというふうに私は思うんですけど、いかがですか。やはり、今おっしゃるとおりですね、旧国分旧隼人は、エリアが少なかったですから、国分方式であろうと配当方式であろうと、合理的な課税方式であったということは認めます。それで、霧島市として、1市6町が合併したこの広いエリアに、旧隼人方式、旧国分方式をそのまま援用するというときには、やはり若干の課題というか矛盾も生じるであろうということも思いますけれども、いきなり用途という基準で統一的に都市計画税を課税することはいかなものかと思いますが、いかがですか。

○総務部長（山口 剛君）

税は多角的に見ないといけないと思います。まず、公平という部分こととしては、すべての都市計画区域の住民の方々に課税するわけですから、公平性というのは高いというふうに思います。ただし、先ほど申しました都市計画税の性格ということを考えますと、なかなか新たに課税する所のことの方々に對する都市計画税の性格を説明しながら、皆様方に課税をするということを説明するのが、説明責任という意味からはかなり厳しいかなという気はいたします。

○委員（下深迫孝二君）

やはり、市民の顔色だけ観ていたら、前には進めないのですよ。合併してまる7年。11月からは8年目です。そういうときに、まだ未だに税金の不公平感を取り払ってないということ自体がね、おかしいと思うんです。やはり事業をしなきゃならない、都市計画税を使って今後事業をするということであればですね、一部の住民が反対する、反対陳情が出てくるからそれを曲げてしまうというようなことでは、公正・公平感を保てないと。我々議会人も、きちっとした公平感を

もって、例えば批判を受けようとも、するところはしていかなきゃいけないんだろうというふうには私は思っております。ですから、今までのかかっていたところをそのままにしておいて、そして新たにかける所をかけると。そして、その後に、またきちっと。ここは、やはり都市計画税はそぐわないなというところは、調整をされるというほうが、私は前に進まやすいんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○総務部長（山口 剛君）

今、言われた方式でいくと、住民の方々からすれば、ある面からすると納得性はあろうかと思えますけれども、最終的な目標である不均一課税というのが解消されませんので、やはりここは、その不均一課税を解消したいという大きな目的をするためには、やはり一部の方々の賛成しかねない部分はあっても、不均一課税解消に向けてやっていきたいというふうに思います。

○委員（宮本明彦君）

今、用途地域というところが主題になっていましたけど、もう一点。農地にかけるというのが二つ目の変更点かなと思っております。都市計画税の定義っていうところを見ても、特に農地ということは出てこずに、土地または家屋という表現であります。確かに、土地の中に農地も入っているんだという言い方もできるでしょうけども、もう一回、農地にかける理由というのをお示しいただきませんか。

○総務部長（山口 剛君）

今回は、用途地域内に存在する農地にかけるということでございます。用途地域内であるということは、農振農用地ではないということになりますので、いつでも宅地化ができるということになります。

○委員長（常盤信一君）

ここでしばらく休憩します。

[休憩 10:44]

[再開 10:46]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（宮本明彦君）

そういう中で、だったらどれくらい税金が上がるのかなっていうところの数字があればお示しいただきたいんですよ。この間いただいた資料の3ページ、見直し前・見直し後、「○・○」のところは、ほぼ変わらない税額になると思うんですけども、例えば国分のところ①、農地のところが「×」から「○」になった。そしたらどれぐらいの税がアップするのか。後は、上記1・2が「○」が「×」になる下井・敷根地域、その辺がどれぐらいの減額になるのかということをご、数字をお持ちでしたら、お示しいただきたい。

○税務課長（満留 寛君）

18日の資料でお配りしました部長口述書の裏面を見たいと思います。これが都市計画税、住宅用地の計算例でございます。所有している土地の面積が500㎡で、家屋の床面積が120㎡の専用住宅が1棟建っている場合、ということの前提で計算したものでございます。この住宅用地につきましてはその下に書いておりますように、家屋床面積の10倍の1,200㎡までが住宅用地として認定され、課税標準額の特例措置の適用が受けられると。住宅用地は1棟につき小規模住宅用地として、土地の面積200㎡までの、課税標準額は評価額の3分の1となり、200㎡を超える一般住宅用地の課税標準額は評価額の3分の2となると。これは都市計画税のことでございまして、固定資産税につきましては、ここの3分の1が6分の1。それから、200㎡を超える一般住宅用地については、3分の2が3分の1という形での住宅用地としての特例措置がされております。それで、この平成23年度の改正状況が、評価額で500万円であった場合に、小規模住宅用地の課税標準額が53万3,333円、一般住宅用地の課税標準額が160万円であったと仮定しますと、平成24年度の課税標準額は平成24年度の評価額としては500万円が変わらなかったといたしますと、小規模住宅用地の課税標準額を計算する際におきましては、まず、負担水

準が幾らであるかっていうのを出すものでございまして、これが前年度の課税標準額を今回の 200 ㎡に係る評価額で割ったものの率でございまして、それが 80%という形になります。

○総務部長（山口 剛君）

基本的には、固定資産税が 1.4%、0.014 を課税標準額にかけます。そこに都市計画税が 0.02 上乗せになりますので、今まで 1.4%をかけてたのが都市計画税がかかると 1.6%をかけるということになります。

○委員（宮本明彦君）

質問が悪かったようです。この表がありますよね。3 ページの表。ここに国分・隼人・溝辺とあって、「○」から「×」になった所、「×」から「○」になった所、それぞれ面積がどう変わって、その税がどれくらい変わるんですよと。この表の横のほうに、その金額を付けたらどうなりますかっていう質問だったんですが。要は、農地としたらどれくらい増えるのかとか、そういう意味です。

○税務課長（満留 寛君）

現段階におきましては、そういった地目で、例えば農地が今回、課税対象としてどれだけ増えて、金額でどのくらい増えるというような部分については、試算いたしておりません。

○委員（宮本明彦君）

ということは、4 ページ目の都市計画税で、調定見込み額、本当の見込み額という形で捉えておいてくださいねっていうことになるわけですよ。今、こここの数字が出てるっていうことは、4 ページの上が出ているということは、ある程度農地がどれくらいになりますよと、農地の課税がどれくらいになりますよ。下井とか小浜とかいろんなところを省いたら、どれだけの減額になりますよっていうのが、ある程度を分かった上で出されたのかなと思ったんですけども、そこまではいってないという理解ですか。

○税務課長（満留 寛君）

4 ページの都市計画税調定見込額という、これの基になっている計算につきましては、用途地域、現在の地図情報システムに持っております用途地域内にあるそういった土地・家屋をそれぞれ積み上げたものでございます。その額が地区ごとにはこのように、それぞれ個別に書いておりますが、額では 1 億 1,300 万円ほどが減額になるということでございますが、個別の地目で、農地がどれだけ、農地部分でどれだけ増減があるという部分については計算していないところでございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第 52 号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

[休憩 10 : 54]

[再開 11 : 12]

△ 自由討議

○委員長（常盤信一君）

それでは、休憩に引き続き会議を開きます。次に、議案第 52 号についての自由討議に入ります。皆様方のご意見がある方はここで発言をお願いします。ございませんか。しばらく休憩します。

[休憩 11 : 13]

[再開 11 : 15]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（久保史郎君）

私は今回のこの議案 52 号につきましては、確かに当局から、例の不均一課税が 7 年も経って、統一がされていないというのは、大きな問題だと思いますけれども、自分の地元がこの用途地域指定の中で、多くの面積が、旧隼人町が減らされて、一部ではそういう、隼人町が用途地域の都市計画税をかけるにはふさわしい所が外されているような感じの中と、それからもう 1 点は、溝辺の麓地区が、課税されていなかったというのいろいろな問題があると思います。ただ今回、石峰地区まで含んでのそういう課税地域が拡大されることに対しては、まだ若干、今回のこの地域の説明会等でもですね、別にその溝辺だけに限らず、私どもが議会報告会で霧島地区に行ったときも、そういう山林部分が大きな用途地域とは別に、都市計画区域になって、この一部のある事件の反対の人たちでございましたけれども、その場所が入っていないとか。だから、当局の地元住民に対する説明の中でも、一つの基本的な市民にある程度の納得を得られるというような基本的統一的なものが若干まだ見受けられないと思いますので、ちょっと慎重審議をする上でもですね、今回はこの案に関しては、継続という立場で、私の意見としては表明したいと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございせんか。

○委員（下深迫孝二君）

税の公平性ということを考えたときには、私はきちっとやるべきではあろうと。ただ、一部反対が出て、これを曲げてしまった場合は、これから先は見直しもしているということでしたけれども、これはやっぱり、どこでも反対運動も起きてしまうということになれば、税の公平感が保てない。継続もいいんですけども、やはりそこら辺はきちっとした形で、対応していくべきだろうというふうに思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございせんか。

○委員（宮本明彦君）

継続それから採決すべきだというような話もある中ですが、やはり。執行部からの説明の中で、公平・中立・簡素、その中の簡素に基づいての説明がやはり大部分で、そういう意味からしたら公平性が本当に保たれてるのかというのには、私は疑問を持っているところです。継続ということもお話ありましたが、結局、この議案を継続審査をしても、やっぱり議案としては残っていますので、本当に執行部にもそういう面でもう 1 回考えていただくという面では、採決をとって、私の立場からしたらやはり反対だよという立場をとりたいというところあるんですけども、そういったところをもう 1 回、やはり議案として見直していただくためには、きちっと採決とすべきかというふうに考えています。

○委員長（常盤信一君）

ほかにはけせんか。

○委員（植山利博君）

今回のこの議案はですね、私が合併当初から、都市計画税についての均一課税を 1 日も早くすべきであると、統一をすべきであるということは、何回も一般質問でした経緯があります。それで、今回は都市計画税を用途地域が指定をされているところを基準として課税をするという形での提案なわけですが、本来は、集中改革プラン等で示されているように、都市計画区域の見直しを進めていますけれども、都市計画区域がしっかりと確立する前に、都市計画税を課税するということはいかかなものかと、私は持っております。都市計画区域を設定をして、霧島市全体の統一的な都市計画区域を決定をし、そして、もし、用途地域で課税をするのであれば、霧島市全体の用途地域を、統一的な用途地域の見直しをした後に、用途地域を基準として課税をすべきであって、それは後先ではないかなという気がしております。だから、都市計画税を、不均一課税を是正するために統一するのであれば、今、都市計画区域が見直されようとしているわけですから、このことが統一的なものがないということによって、ここまで都市計画税の均一課税ができないということを再三言われていたわけですから、これがきちり形が整って、その上で用途地域が時間かかるのであれば、旧隼人方式なり、旧国分方式なり、もしくはその折衷的な

考え方に基づく一定の基準にのっとり、課税をすべきであると。今のこの用途地域の、今の状態のままで用途地域を基準として課税することは、質疑の中でも明らかになったように、今後、用途地域を見直しをすれば、今回の方式で課税した場合に、課税から外れる地域、これまで何十年も都市計画税を課してきた地域を除外して、更に用途地域を見直しをした場合に。またもう一回課税をしなきゃならない地域が出てくる可能性があるということです。そのようなことがあっては私は、合理的でないというふうに思っておりますので、今回の用途地域を基準とした課税方式は、やはり考え方を改めるべきだというふうに思っております。しかしながら、1日も早い均一課税に、都市計画税の均一課税を進めることは重要ですので、執行部に対して、今回の課税基準の見直しをしていただいて、もう一回再提案していただくことを求めるべきだというふうに思います。ですから、私は継続審査としながら、そこら辺の調整を執行部とする必要があると思いますので。継続審査とするべきではないかなと思っております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにご覧いませんか。ないようですので自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

[休憩 11:23]

[再開 11:25]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続きを開きます。自由討議の中でも継続審査の意見が出されましたが、議案第52号につきまして、この審査を採決あるいは継続にするか、起立によって決定したいと思っておりますので、継続審査とすべきとお考えの方の起立を求めます。

[継続審査に賛成者起立]

全員起立です。それでは、全会一致で議案第52号につきましては、継続審査と決定をいたしました。以上で本日の審査がすべて終了いたしました。その他として何かございませんか

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で本日の総務常任会を閉会をいたします。

[閉会 11:27]

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長

常 盤 信 一